

平成23年8月4日

〒640-8152 和歌山県和歌山市十番丁72カサデまるのうち201 (有) ガイア内
和ネット 御中

〒644-0031 和歌山県御坊市野口599-1

請求者 株式会社古部組
上記代表者代表取締役 仲 修美

〒640-8141 和歌山市五番丁8番地1 リーガルセンタービル2階
和歌山平和総合法律事務所 (送達場所)

上記請求者代理人

弁護士 山下 俊 治
弁護士 土井 智 也
弁護士 比江島 模

TEL 073-42

FAX 073-42



発信者情報開示請求書

貴社が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、請求者の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法。以下「法」といいます。）第4条第1項に基づき、貴社が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報（以下、「発信者情報」といいます）を開示させるよう、請求します。

記

貴社が管理する特定電気通信設備	URL http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1415&sty=1&num=150
-----------------	--

掲載された情報	<p>①上記 URL によって特定される掲示板のスレッド内の番号 241 において、すずめという投稿者によって、「古部かいな、今はこいつは日高建設組合の悪党のボスやからな、御坊から会長の座をもぎ取った輩です。まあ勲章が欲しいんやろ悪い事しても銭と女で何でも出きると思ってるんやろバタフライもそれにかかった。古部は現在の社長は古部さんではないです。(ちゅうやんは良かったけど)」との書き込みがなされ、現在も閲覧可能な状態にある。</p> <p>②番号 244 において、ご意見番という投稿者によって、「とある和歌山の業者が紀南の公共工事についてトミーに相談したそう。トミーは返事をしないでそのまま F 組に情報を持っていったらしい。入札結果は想像通り、」との書き込みがなされ、現在も閲覧可能な状態にある。</p> <p>③番号 259 において、あきらという投稿者によって、「はい やまんばさんまったくズバリですね 最近目立つネタがないので つまらないようですね その分フル〇とベッタリしてますがね++++」との書き込みがなされ、現在も閲覧可能な状態にある。</p> <p>④番号 260 において、すずめという投稿者によって、「この現 F 組は至る処の長を女と酒とゴルフと銭で長を釣っているそうです。バタフライもその毒蜘蛛の網に掛かったのでは。」との書き込みがなされ、現在も閲覧可能な状態にある。</p> <p>⑤番号 261 において、あきらという投稿者によって、「持て囃されると舞い上がりますからね 上手く手を回せば F さんのようになれますがね 痩せても枯れても人生そんな生活俺には・・・ 目の前に札束積み上げられたら俺も手のひらを返すかもしれませんかねあはは」との書き込みがなされ、現在も閲覧可能な状態にある。</p>				
侵害情報等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="228 1249 411 1391">侵害された権利</td> <td data-bbox="411 1249 1447 1391">請求者の名誉及び業務上の信用が毀損された。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 1391 411 1765">権利が明らかに侵害されたとする理由</td> <td data-bbox="411 1391 1447 1765">請求者は和歌山県御坊市に所在する土木・建設業を営む株式会社である。上記投稿の内容は、あたかも請求者が不当・違法な方法によって公共工事等を受注しているかのような印象を情報の受け手側に与えるものであり、請求者の名誉を著しく害するとともに、請求者の株式会社としての業務を妨害し信用を毀損するものである。</td> </tr> </table>	侵害された権利	請求者の名誉及び業務上の信用が毀損された。	権利が明らかに侵害されたとする理由	請求者は和歌山県御坊市に所在する土木・建設業を営む株式会社である。上記投稿の内容は、あたかも請求者が不当・違法な方法によって公共工事等を受注しているかのような印象を情報の受け手側に与えるものであり、請求者の名誉を著しく害するとともに、請求者の株式会社としての業務を妨害し信用を毀損するものである。
侵害された権利	請求者の名誉及び業務上の信用が毀損された。				
権利が明らかに侵害されたとする理由	請求者は和歌山県御坊市に所在する土木・建設業を営む株式会社である。上記投稿の内容は、あたかも請求者が不当・違法な方法によって公共工事等を受注しているかのような印象を情報の受け手側に与えるものであり、請求者の名誉を著しく害するとともに、請求者の株式会社としての業務を妨害し信用を毀損するものである。				

発信者情報の開示を受けるべき正当理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. 発信者に対する削除要求のために必要であるため
開示を請求する発信者情報（複数選択可）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投稿者「すずめ」、同「ご意見番」、同「あきら」の氏名又は名称 2. 投稿者「すずめ」、同「ご意見番」、同「あきら」の住所 3. 投稿者「すずめ」、同「ご意見番」、同「あきら」の電子メールアドレス 4. 投稿者「すずめ」、同「ご意見番」、同「あきら」が侵害情報を流通させた際の、当該発信者の IP アドレス 5. 4 の IP アドレスから侵害情報が送信された年月日及び時刻
証拠	掲示板をプリントアウトしたもの
発信者に示したくない私の情報（複数選択可） (注6)	特になし

- (注1) 原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。加えて、代理人弁護士の場合は本人からの委任状を添付してください。
- (注2) 著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な権利者であることを証明する資料を添付してください。
- (注3) 法第4条第3項により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為は禁じられています。
- (注4) IP アドレスについては、特定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (注5) 証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の2部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合（注6参照）には、発信者に対して示してもよい証拠一式を意見照会用として添付してください。
- (注6) 請求者の氏名（法人の場合はその名称）、「管理する特定電気通信設備」、「掲載された情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けるべき正当理由」、「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利侵害が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠について、発信者に示してほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、その旨明示してください。なお、連絡先については原則として発信者に示すことはありません。

以上

【特定電気通信役務提供者の使用欄】

開示請求受付日	発信者への意見照会日	発信者の意見	回答日
(日付)	(日付) 照会できなかった場合はその理由：	有 (日付) 無	開示 (日付) 非開示 (日付)